

日本総合医療専門学校
学校関係者評価における守秘義務に関する規程

第1条 日本総合医療専門学校が（以下「本校」という。）が実施する学校関係者評価（以下「関係者評価」という。）に従事する評価者は、関係者評価の目的及び意義を十分に理解し、本校の学校運営及び教育活動の改善・向上に貢献することを使命とし、公正誠実に評価活動に従事しなければならない。

第2条 本規程において評価者とは、以下の各号に該当するものをいう。

- （1）学校関係者評価に従事するすべての委員会の委員(本校の教職員を含む)
- （2）事務局業務の携わる教職員

第3条 評価者が評価活動を通じて収集した情報は、関係者評価以外の目的に使用してはならない。

第4条 評価者は、評価を通して閲覧に供した資料及び訪問調査その他の評価活動を通じて得られた情報を漏洩してはならない。なお、この守秘義務は、評価活動の終了後も継続するものとする。

2 前項の義務は、次の各号については適用されないものとする。

- （1）評価者が第2条第1項各号の委員等として委嘱されているという事実
- （2）公表を前提として本校が作成した刊行物その他の資料
- （3）当該年度の学校関係者評価結果が本校から公表された後における当該年度の関係者評価に従事したすべての評価者の職氏名

第5条 評価者は、本校事務局から送付された関係者評価に関する資料のうち未公表の資料及び本校が指定する資料は、評価活動終了後すみやかに本校事務局に返却しなければならない。

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。